

『2024年度 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金』募集要項

2023年6月吉日
公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この奨学金は、向学心がありながら経済的な理由により就学が困難な岐阜県の交通遺児に対し、給付型奨学金による高校進学支援を行い、次世代を担う人材の育成を図ることを目的とします。
なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もありません。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

学校教育法による岐阜県内の中学校に在学し、募集年度の3月卒業見込で、募集次年度の4月に全日制の高等学校・中等教育学校4年次・高等専門学校1年次・専修学校（高等課程）への進学予定者で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由（世帯年収400万円以内）により、奨学援護を希望する者としてします。（進学先は全日制であることとし、県外や私立でも構いません。）
但し、次の条件をすべて満たしていること。

- 交通遺児であること。
- 世帯年収400万円以内であること。
（上記の適用範囲や証明方法については、「6. 補足」欄を参照）

3. 応募・選考方法

募集期間：2023年6月15日～2023年10月31日（必着）

応募書類一式（受付は郵送のみとし、送付された書類の返却はいたしません）	
1) 願書	指定書式 「2024年度 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金願書」に必要事項を記入。
2) 成績証明書	1年生～3年生1学期または前期分までの成績が必要です。（通信簿のコピーで代用可）
3) 課税証明書	父または母の収入を確認します。※詳細は6. 補足を参照
4) 戸籍謄本	保護者等との関係、及び保護者等の死亡日の確認をします。 「現在の戸籍謄本」で死亡日が確認できない場合は「改正原戸籍謄本」も必要です。
5) 交通事故証明書	原本またはコピーが必要です。
6) 同意書	指定書式 「個人情報保護の取り扱いに関する同意書」に必要事項を記入。

指定書式は当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

※交通事故が相当以前で交通事故証明書が受けられない場合は、次の方法で確認します。

- 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）
- 交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの（写し可）
- 在学学校長、または、民生委員による証明

4. 採用人数

2024年度の奨学生は原則として4名程度を採用する。

5. 給与期間・給与額

支給対象となる学校への進学後、支給開始から3年間（36ヶ月）において、以下の金額を支給します。
（高等専門学校など5年制の場合も3年間までの支給となります）

- i. 入学一時金 5万円（入学時4月末に振り込みます）
 - ii. 月次給付金 2万円（毎年4月と10月の半期ごとに6ヶ月分をまとめて振り込みます）
- i + ii = 3年間 総合計77万円

6. 補足

交通遺児であることの判断基準	
①交通遺児の範囲	1) 道路上での交通事故により死亡もしくは重度の後遺障害者となり就労が困難な保護者（主に父親か母親）の子女とする。 2) 交通事故での障害が主因で後年死亡した場合も遺児とする。
②重度の後遺障害の適用範囲	自賠償保険での後遺障害適用 別表1及び別表2の第1等級から第7等級までとする
③交通事故の該当有無の判断	交通安全センター発行の交通事故証明書により判定する。

収入合計の算定について <u>交通事故に係る配偶者の遺族年金や障害年金の支給額、祖父母の年収は含めません</u>	
①算定基準	本人の父または母の年収を合算して400万円以内であること。
②収入の証明	課税証明書（無収入の場合は非課税証明書）の提出。（源泉徴収票などで代用することはできません）
③課税証明書 （全項目証明）	発行する自治体によって書式の名称が異なる場合があります。 「令和4年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの」を申請してください。

7. 支給継続資格

1) 在学証明書の提出	支給開始年度より、毎年2回（4月と9月）提出する。 ・毎年4月に進級していることが条件です。 ・退学・休学・全日制以外の学校への転学の場合は支給を打ち切ります。
2) 近況報告書の提出	学年末3月に作成したものを翌月4月に提出する。（様式不問） ・4月の在学証明書の郵送時に同封してください。
3) 卒業証明書と作文の提出	卒業年度の3月中に、次の2点を提出する。 ①卒業を証明する書類（卒業証書のコピーで代用可） ②作文（原稿用紙1枚以上）

※応募時点の戸籍謄本の内容に変更が生じた場合は、速やかに最新の戸籍謄本を提出してください。

※交通遺児の父または母が支給開始後に婚姻した場合、夫妻の世帯収入の合計が応募基準内であれば支給を継続します。

□選考方法及び通知

当財団の助成金選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で助成候補を決定します。
なお、2023年12月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

□奨学金の支給

支給決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。
その用紙が当財団に返送され、翌年度に在学を確認の上、半期ごとに指定先口座に振り込みます。
但し、振込金額は振込手数料を差し引いた額とします。

奨学金の申込にかかる郵送・問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 トヨタモビリティパーツ岐阜支社 交通遺児育英基金担当

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204 E-mail: info@kosuikyo.com

※なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。

